

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業  
実施方針、要求水準書(案)(平成30年6月29日改定)に関する  
質問及び意見への回答

平成30年8月13日

武豊町



様式1-4

要求水準書(案)(平成30年6月29日改定) 質問記入欄

No	頁	章	節	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	質問内容	回答
1	5	第1章	第3節	5		(1)					本町からのサービス対価	設計業務に係るサービス対価は、「設計業務完了年度」に支払われるとのことですが、「設計業務完了年度」とは実施設計が完了した当該年度との理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	7	第1章	第3節	5							表1-1 本施設におけるサービスの対価、運営収入の対象	『提案施設の施設整備は、サービス対価にふくまれるもの』とありますが、個別対話の結果No.8の回答には、『予定価格については、予定価格は、必須施設のみをの事業費を考慮しています』とあります。矛盾した内容となっておりますので、詳細をご教示頂けますでしょうか。	予定価格の範囲内で必須施設との連携・相乗効果が見込める施設を提案して下さい。
3	7	第1章	第3節	5							表1-1 本施設におけるサービスの対価、運営収入の対象	自主事業及び提案施設の費用が事業者負担と変更になりました。この中で光熱水費の算出しづらい面は事業者提案とありますが収支試算を行う上で目安になる算出ガイドラインをお示しいただけないでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
4	11	第1章	第6節			(4)					表1-3 学校利用スケジュール	利用スケジュールの時間に変更になりました。確認ですが児童がプールに入水する時間または、本施設に到着し入館する時間のどちらをお考えでしょうか。職員の出勤時間割作成に必要な為 ご教示ください。	本施設に到着し、入館する時間を示しています。
5	12	第1章	第6節			(6)					表1-6	温浴施設の利用料金が事業者提案によることになりました。また、提案施設についても独立採算型の運営になりました。事業者が営利を目的とする料金設定をし運営をする場合、特殊浴場にならないでしょうか。不知な面ありご教授ください。	利用料金及び提案施設は町が確認し、許可するものとします。
6	26	第2章	第2節			(5)				i	プールサイド	iii)の「洗体用のシャワー等」や、iv)の「体を拭くことのできるスペース」「バスタオルを置くスペース」では「170人以上」の利用を想定されていることを踏まえると、「プールサイドは、学校利用時、児童170人程度の同時利用に対応できるスペース」とありますが、こちらも「児童170人以上」の利用を想定されているとの理解して宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。「170人以上」に修正します。
7	27	第2章	第2節	1		(8)				iii	更衣室	『更衣室は、温浴施設・スタジオ・トレーニング室利用者の更衣室との併用も可とするが、温浴施設利用者の脱衣室との併用は不可とする』とありますが、温浴施設は水着の有無によって施設及び動線を分けるということ在意図したものでしょうか。	温浴施設利用者専用の脱衣室を設ける必要があります。
8	28	第2章	第2節	3		(1)					スタジオ	(前段)利用者を40人以上と変更されましたがスタジオ機能以外の事業による利用形態(健康・スポーツ事業に合致した利用)も提案可能という理解でよろしいでしょうか。 (後段)また、鏡張り壁は、収納式でもかまいませんかでしょうか。	(前段)お見込みの通りです。 (後段)構いません。
9	29	第2章	第2節	4						iv	会議室	『会議室を児童の更衣室として利用』とありますが、プール更衣室と併用することを前提としているのでしょうか、もしくは学校利用時のときは会議室のみを更衣室として使う想定でしょうか。ご教示ください。	併用することを想定しています。

様式1-4

要求水準書(案)(平成30年6月29日改定) 質問記入欄

No	頁	章	節	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	質問内容	回答
10	30	第2章	第2節	6		(1)				i	エントランスホール	「児童170人の待機スペース」とありますが、「児童170人以上」の利用を想定されているとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。「170人以上」に修正します。
11	47	第4章	第3節								建築設備保守管理業務	保守管理業務の対象に(熱供給管含む)とありますが、事業予定地内のみとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	54	第4章	第8節								修繕業務	修繕費は年額300万円(税込)を上限として事業年度毎に支払われるのではなく、総額4,500万円(税込)を上限として、修繕(保全)計画の提案に基づいた金額が年度初頭に支払われ、執行残額は返還し、不足分は協議するとの認識で宜しいでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
13	54	第4章	第8節								修繕業務	事業期間終了後2年間は、修繕を必要としないことを前提に計画する事とありますが、設備機器等予期せぬ故障等が発生した場合は、この限りではないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
14	62	第5章	第5節	1						vii	学校利用運営補助業務	一般利用者と児童の動線は交わらないよう配慮とありますが、エントランスホールに児童を待機させるため、一般利用者入り口を他に設けるべきか、エントランスホール内で動線が交わらないように配慮すればよいかご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
15	7	第1章	第3節	5							表1-1 本施設におけるサービスの対価、運営収入の対象	トレーニング室の運営費用が独立採算型に変更になりましたが、この場合トレーニング室に常駐をする指導員の人件費はサービスの対価としていただけないということでしょうか。	お見込みの通りです。

